

一戸町告示第 76 号

道の駅いちのへ（仮称）の整備にあたり、施設運営の専門的知見を設計・準備段階から反映させるとともに、将来的な管理運営を円滑に開始するため、以下のとおり運営準備業務を受託し、かつ将来の指定管理候補者となる事業者をプロポーザル方式により募集する。

令和 8 年 5 月 19 日

一戸町長 小野寺 美登



プロポーザルに付する事項

1 業務の名称

道の駅いちのへ（仮称）運営準備支援業務及び運営候補者選定プロポーザル

2 公募の趣旨

本町では、道の駅いちのへ（仮称）の設置に向けた準備を進めている。本公募は、施設完成後の指定管理者制度の導入を見据え、開業準備段階から運営主体となる事業者を選定し、地域振興に資する運営体制を構築することを目的とする。

3 業務の内容

- (1) 運営計画の策定及び実施準備
- (2) 施設設計・設備選定への技術的助言
- (3) 地元生産者・事業者との連携強化
- (4) 運営開始後の施設管理及び運営業務の遂行

4 応募資格

本町の地域特性を深く理解し、道の駅施設等の運営実績を有する法人又は団体等であること。（詳細は募集要項による。）

5 指定管理制度の導入について

本プロポーザルにより選定された事業者は、今後一戸町において制定を予定している「道の駅いちのへ（仮称）条例」に基づく、当該施設の指定管理者候補者として取り扱うものとする。

なお、指定管理者の指定については、条例制定後、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を経て正式に決定されるものである。

6 募集要項の交付及び提出方法

- (1) 交付期間：令和 8 年 5 月 19 日から令和 8 年 8 月 10 日
- (2) 交付場所：一戸町役場道の駅事業推進室、一戸町ホームページ

(3) 提出期限：令和8年8月10日午後5時必着

7 審査及び選定方法

一戸町道の駅運営候補者選定に係るプロポーザル審査委員会を設置し、提出された企画提案書及びプレゼンテーションを要求水準に基づき審査し、優先交渉権者を選定する。

8 その他

本業務の遂行にあたっては、別途締結する「業務委託契約」に基づくものとする。なお、指定管理者の指定に至るまでの期間において、本業務の遂行に支障が生じた場合又は条例制定がなされない場合、選定の効果が失われることがある。

9 連絡先

一戸町 産業建設部 道の駅事業推進室

〒028-5311 岩手県二戸郡一戸町高善寺字大川鉢 24 番地 9

電話：0195-33-4855（内線 1262） FAX：0195-33-3770

E-mail：m-ichi-no-eki@town.ichinohe.iwate.jp